

## PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1  
Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT6796572

<b>SUBMISSION TYPE:</b>	NEW ASSIGNMENT
<b>NATURE OF CONVEYANCE:</b>	CHANGE OF ADDRESS

**CONVEYING PARTY DATA**

Name	Execution Date
mitsubishi heavy industries, ltd.	01/08/2019

**RECEIVING PARTY DATA**

<b>Name:</b>	MITSUBISHI HEAVY INDUSTRIES, LTD.
<b>Street Address:</b>	2-3, MARUNOUCHI 3-CHOME, CHIYODA-KU,
<b>City:</b>	TOKYO,
<b>State/Country:</b>	JAPAN
<b>Postal Code:</b>	100-8332

**PROPERTY NUMBERS Total: 29**

Property Type	Number
Application Number:	12164786
Application Number:	12763723
Application Number:	12644633
Application Number:	13876772
Application Number:	12861339
Application Number:	13307675
Application Number:	13395763
Application Number:	13775872
Application Number:	13508689
Application Number:	13601517
Application Number:	13850076
Application Number:	14264552
Application Number:	13667379
Application Number:	15029052
Application Number:	13989888
Application Number:	15163382
Application Number:	14387440
Application Number:	15547280
Application Number:	15022966
Application Number:	15122303

PATENT

Property Type	Number
Application Number:	16379931
Application Number:	14771913
Application Number:	15552624
Application Number:	16087882
Application Number:	15554523
Application Number:	13056064
Application Number:	14843585
Application Number:	14843672
Application Number:	14843732

**CORRESPONDENCE DATA**

**Fax Number:** (703)739-2815

*Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.*

**Email:** Recordals <Recordals@cpaglobal.com>

**Correspondent Name:** CPA GLOBAL LIMITED

**Address Line 1:** LIBERATION HOUSE

**Address Line 2:** CASTLE STREET

**Address Line 4:** ST HELIER, JERSEY JE1 IBL

**NAME OF SUBMITTER:** HEIDI WHITTINGHAM

**SIGNATURE:** /IPR/MG/NGB Mitsubishi/CP2021-049/AG29P/

**DATE SIGNED:** 07/05/2021

**Total Attachments: 29**

- source=EOCR#page1.tif
- source=EOCR#page2.tif
- source=EOCR#page3.tif
- source=EOCR#page4.tif
- source=EOCR#page5.tif
- source=EOCR#page6.tif
- source=EOCR#page7.tif
- source=EOCR#page8.tif
- source=EOCR#page9.tif
- source=EOCR#page10.tif
- source=EOCR#page11.tif
- source=EOCR#page12.tif
- source=EOCR#page13.tif
- source=EOCR#page14.tif
- source=EOCR#page15.tif
- source=EOCR#page16.tif
- source=EOCR#page17.tif
- source=EOCR#page18.tif
- source=EOCR#page19.tif
- source=EOCR#page20.tif

source=EOCR#page21.tif

source=EOCR#page22.tif

source=EOCR#page23.tif

source=EOCR#page24.tif

source=EOCR#page25.tif

source=EOCR#page26.tif

source=EOCR#page27.tif

source=EOCR#page28.tif

source=EOCR#page29.tif

**THE COMMERCIAL REGISTER**  
**CERTIFICATE OF HISTORICAL MATTERS**

(Partial translation)

2-3, Marunouchi 3-Chome, Chiyoda-ku, Tokyo  
MITSUBISHI HEAVY INDUSTRIES, LTD.

Corporate No	0104-01-050387
Corporate Name	MITSUBISHI HEAVY INDUSTRIES, LTD.
Head Office	2-3, Marunouchi 3-Chome, Chiyoda-ku, Tokyo

(Omitted)

Serial No. 7 119650

\*Underlined portion indicates a deletion.

1/28

(Omitted)

Related matter to the Registration	Head office moved from 16-5 Konan 2-chome, Minato-ku, Tokyo on 1 <sup>st</sup> January 2019 Registered 8 <sup>th</sup> January 2019
---------------------------------------	---

This is the document certified to be the partial disclosure of the all items recorded in the  
Commercial Register without having been closed.

28<sup>th</sup> April 2021

Tokyo Legal Affairs Bureau

Registrar      Naruhiko SHIRAI (Seal)

Serial No. 7 119650

\*Underlined portion indicates a deletion.

28/28



# 履歴事項全部証明書

東京都千代田区丸の内三丁目2番3号  
三菱重工業株式会社

会社法人等番号	0104-01-050387
商号	三菱重工業株式会社
本店	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
公告をする方法	電子公告の方法により行う。 <a href="https://www.mhi.com/jp/">https://www.mhi.com/jp/</a> ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載して行う。
会社成立の年月日	昭和25年1月11日
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 船舶及び艦艇の建造、販売、修理及び救難解体</li> <li>2. 特殊自動車、鉄道車両及び特殊装甲車両の製造、販売及び修理</li> <li>3. 航空機、宇宙機器及び飛しょう体の製造、販売及び修理</li> <li>4. タービン、ボイラ、内燃機関、水車、原子力装置、その他原動機の製造、据付、販売及び修理</li> <li>5. 製鉄機械、窯業機械、鉱山機械、化学機械、繊維機械、紙パルプ機械、紙工機械、印刷機械、合成樹脂加工機械、ゴム・タイヤ機械、工作機械・工具、建設機械、冷凍機械、空気調和機械、農業機械、荷役運搬機械、食品機械、包装機械、風水力機械、油圧機器、空気制御装置、電気及び電子機器、医療機械、その他各種産業用及び一般用機械装置の製造、据付、販売及び修理</li> <li>6. 大気汚染防止装置、水質汚濁防止装置、廃棄物処理装置、その他公害防止及び環境改善装置の製造、据付、販売及び修理</li> <li>7. 橋梁、水門扉、煙突、海洋機器、その他鉄構物並びに各種鉄工品の製造、据付、販売及び修理</li> <li>8. 兵器の製造、販売及び修理</li> <li>9. 土木建築工事の設計、監理及び施工</li> <li>10. 前各号に掲げたものの賃貸、エンジニアリング業務、技術の販売、部品の製造及び販売</li> <li>11. 不動産の賃貸、売買及び管理</li> <li>12. 電気及び熱の供給</li> <li>13. 一般廃棄物及び産業廃棄物の処理</li> <li>14. 人工衛星の打上げ</li> <li>15. 前各号に掲げたものの附帯関連事業</li> </ol>
単元株式数	100株

東京都千代田区丸の内三丁目2番3号  
三菱重工業株式会社

発行可能株式総数	6億株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 3億3736万4781株		
資本金の額	金2656億878万1122円		
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店		
役員に関する事項	取締役	大宮 英明	平成30年 6月21日重任
			令和 1年 6月27日退任
			令和 1年 6月28日登記
	取締役	宮 永 俊 一	平成30年 6月21日重任
			令和 1年 6月27日重任
			令和 1年 6月28日登記
	取締役	宮 永 俊 一	令和 2年 6月26日重任
			令和 2年 6月29日登記
	取締役	小 口 正 範	平成30年 6月21日重任
			令和 1年 6月27日重任
			令和 1年 6月28日登記
			令和 2年 6月26日退任
		令和 2年 6月29日登記	

取締役 (社外取締役)	篠原尚之	平成30年 6月21日重任
取締役 (社外取締役)	篠原尚之	令和 1年 6月27日重任
取締役 (社外取締役)	篠原尚之	令和 1年 6月28日登記
取締役 (社外取締役)	篠原尚之	令和 2年 6月26日重任
取締役 (社外取締役)	篠原尚之	令和 2年 6月29日登記
取締役 (社外取締役)	小林健	平成30年 6月21日重任
取締役 (社外取締役)	小林健	令和 1年 6月27日重任
取締役 (社外取締役)	小林健	令和 1年 6月28日登記
取締役 (社外取締役)	小林健	令和 2年 6月26日重任
取締役 (社外取締役)	小林健	令和 2年 6月29日登記
取締役	泉澤清次	平成30年 6月21日就任
取締役	泉澤清次	令和 1年 6月27日重任
取締役	泉澤清次	令和 1年 6月28日登記
取締役	泉澤清次	令和 2年 6月26日重任
取締役	泉澤清次	令和 2年 6月29日登記
取締役	三島正彦	令和 1年 6月27日就任
取締役	三島正彦	令和 1年 6月28日登記
取締役	三島正彦	令和 2年 6月26日重任
取締役	三島正彦	令和 2年 6月29日登記
取締役	小澤壽人	令和 2年 6月26日就任
取締役	小澤壽人	令和 2年 6月29日登記
取締役 (社外取締役)	森川典子	令和 2年 6月26日就任
取締役 (社外取締役)	森川典子	令和 2年 6月29日登記

取締役・監査等 委員  (社外取締役)	畔柳 信雄	平成29年 6月22日重任
		令和 1年 6月27日退任
取締役・監査等 委員  (社外取締役)	クリスティーナ・アメージャン	平成29年 6月22日重任
		令和 1年 6月28日登記
取締役・監査等 委員  (社外取締役)	クリスティーナ・アメージャン	令和 1年 6月27日重任
		令和 1年 6月28日登記
取締役・監査等 委員  (社外取締役)	伊東 信一郎	平成29年 6月22日重任
		令和 1年 6月27日退任
取締役・監査等 委員  (社外取締役)	後藤 敏文	平成29年 6月22日就任
		令和 1年 6月27日重任
取締役・監査等 委員  (社外取締役)	後藤 敏文	令和 1年 6月28日登記
取締役・監査等 委員  (社外取締役)	加藤 博樹	平成30年 6月21日就任
		令和 2年 6月26日退任
取締役・監査等 委員  (社外取締役)	加藤 博樹	令和 2年 6月29日登記
取締役・監査等 委員  (社外取締役)	鶴浦 博夫	令和 1年 6月27日就任
		令和 1年 6月28日登記

取締役・監査等委員 平野 信行	令和 1年 6月27日就任
(社外取締役)	令和 1年 6月28日登記
取締役・監査等委員 大倉 浩治	令和 2年 6月26日就任
	令和 2年 6月29日登記
東京都文京区後楽三丁目6番1-1910号 代表取締役 宮永 俊一	平成30年 6月21日重任
	平成31年 3月31日辞任
	平成31年 4月 1日登記
東京都世田谷区船橋三丁目17番12-100 1号 代表取締役 小口 正範	平成30年 6月21日重任
東京都世田谷区船橋三丁目17番12-100 1号 代表取締役 小口 正範	令和 1年 6月27日重任
	令和 1年 6月28日登記
東京都世田谷区桜丘五丁目46番11号 代表取締役 小口 正範	令和 1年11月30日住所 移転
	令和 1年12月11日登記
	令和 2年 6月26日退任
	令和 2年 6月29日登記
東京都港区芝浦二丁目6番11-2303号 代表取締役 泉澤 清次	平成30年 6月21日就任
東京都港区芝浦二丁目6番11-2303号 代表取締役 泉澤 清次	令和 1年 6月27日重任
	令和 1年 6月28日登記
東京都港区六本木一丁目5番3-1902号 代表取締役 泉澤 清次	令和 1年 8月24日住所 移転
	令和 1年 9月 9日登記
東京都港区六本木一丁目5番3-1902号 代表取締役 泉澤 清次	令和 2年 6月26日重任
	令和 2年 6月29日登記



	東京都江東区豊洲六丁目2番31-1603号 代表取締役 <u>三島正彦</u>	令和 1年 6月27日就任																																
		令和 1年 6月28日登記																																
	東京都江東区豊洲六丁目2番31-1603号 代表取締役 <u>三島正彦</u>	令和 2年 6月26日重任																																
		令和 2年 6月29日登記																																
	横浜市神奈川区大野町1番地7三菱重工ポート サイドビル1005号室 代表取締役 <u>小澤壽人</u>	令和 2年 6月26日就任																																
		令和 2年 6月29日登記																																
	横浜市神奈川区金港町1番地11-902号 代表取締役 <u>小澤壽人</u>	令和 2年 9月10日住所 移転																																
		令和 2年 9月23日登記																																
	会計監査人 <u>有限責任あずさ監査法人</u>	平成30年 6月21日重任																																
	会計監査人 <u>有限責任あずさ監査法人</u>	令和 1年 6月27日重任																																
		令和 1年 6月28日登記																																
	会計監査人 <u>有限責任あずさ監査法人</u>	令和 2年 6月26日重任																																
	令和 2年 6月29日登記																																	
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>本会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議によって、法令が定める額を限度として、免除することができる。</p>																																	
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）と締結することができる。ただし、当該契約で定める賠償責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ本会社が定めた金額又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。</p>																																	
新株予約権	<p>三菱重工業株式会社第4回新株予約権 新株予約権の数</p> <table border="0"> <tr> <td><u>105個</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>77個</u></td> <td>平成31年 3月31日変更</td> <td>平成31年 4月 9日登記</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>36個</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和 1年 8月31日変更</td> <td>令和 1年 9月 9日登記</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>35個</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和 2年 1月31日変更</td> <td>令和 2年 2月12日登記</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>31個</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和 2年 2月29日変更</td> <td>令和 2年 3月 9日登記</td> <td></td> </tr> </table>		<u>105個</u>				<u>77個</u>	平成31年 3月31日変更	平成31年 4月 9日登記		<u>36個</u>					令和 1年 8月31日変更	令和 1年 9月 9日登記		<u>35個</u>					令和 2年 1月31日変更	令和 2年 2月12日登記		<u>31個</u>					令和 2年 2月29日変更	令和 2年 3月 9日登記	
<u>105個</u>																																		
<u>77個</u>	平成31年 3月31日変更	平成31年 4月 9日登記																																
<u>36個</u>																																		
	令和 1年 8月31日変更	令和 1年 9月 9日登記																																
<u>35個</u>																																		
	令和 2年 1月31日変更	令和 2年 2月12日登記																																
<u>31個</u>																																		
	令和 2年 2月29日変更	令和 2年 3月 9日登記																																

	29個	令和 2年 3月31日変更	令和 2年 4月13日登記
	25個	令和 3年 1月31日変更	令和 3年 2月 8日登記
	21個	令和 3年 2月28日変更	令和 3年 3月 8日登記
	18個	令和 3年 3月31日変更	令和 3年 4月 9日登記
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法			
普通株式1万500株とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。			
普通株式7700株とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。			
平成31年 3月31日変更 平成31年 4月 9日登記			
普通株式3600株とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。			
令和 1年 8月31日変更 令和 1年 9月 9日登記			
普通株式3500株とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。			
令和 2年 1月31日変更 令和 2年 2月12日登記			
普通株式3100株とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。			
令和 2年 2月29日変更 令和 2年 3月 9日登記			
普通株式2900株とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。			
令和 2年 3月31日変更 令和 2年 4月13日登記			
普通株式2500株とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。			
令和 3年 1月31日変更 令和 3年 2月 8日登記			
普通株式2100株とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。			
令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月 8日登記			
普通株式1800株とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。			
令和 3年 3月31日変更 令和 3年 4月 9日登記			
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨			
新株予約権1個当たり41万2000円（1株当たり412円）			
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法			
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個当たり1000円とする。			
新株予約権を行使することができる期間			
平成18年8月18日から平成48年6月28日まで			
新株予約権の行使の条件			
(1) 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。			
(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約			

権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成43年6月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成43年6月29日から平成48年6月28日

②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3)新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

(4)各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(5)新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

(6)新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。

(7)その他の条件については、当社株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1)以下の①、②及び③の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で未行使の新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(2)新株予約権者の相続人が存在しない場合、若しくは、新株予約権者が当社所定の書面により、当社に対し、相続人による本新株予約権の承継を希望しない旨を事前に届け出ていた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で未行使の新株予約権を取得することができる。

三菱重工業株式会社第5回新株予約権

新株予約権の数

84個

69個

平成31年 4月30日変更 令和 1年 5月10日登記

60個

令和 1年 7月31日変更 令和 1年 8月 8日登記

27個

令和 1年 8月31日変更 令和 1年 9月 9日登記

18個

令和 2年 1月31日変更 令和 2年 2月12日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式8400株とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

普通株式6900株とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

平成31年 4月30日変更 令和 1年 5月10日登記



普通株式6000株とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

令和1年7月31日変更 令和1年8月8日登記  
普通株式2700株とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

令和1年8月31日変更 令和1年9月9日登記  
普通株式1800株とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

令和2年1月31日変更 令和2年2月12日登記  
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
新株予約権1個当たり79万3000円（1株当たり793円）  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個当たり  
1000円とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成19年8月17日から平成49年8月16日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
  - ①新株予約権者が平成44年8月16日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成44年8月17日から平成49年8月16日
  - ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）  
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
- (6) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。
- (7) その他の条件については、当社株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 以下の①、②及び③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で未行使の新株予約権を取得することができる。
  - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

- ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(2) 新株予約権者の相続人が存在しない場合、若しくは、新株予約権者が、当社所定の書面により、当社に対し、相続人による本新株予約権の承継を希望しない旨を事前に届け出ていた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で未行使の新株予約権を取得することができる。

三菱重工業株式会社第6回新株予約権

新株予約権の数

183個

156個

平成31年 1月31日変更 平成31年 2月 7日登記

127個

令和 1年 6月30日変更 令和 1年 7月 8日登記

109個

令和 1年 7月31日変更 令和 1年 8月 8日登記

44個

令和 1年 8月31日変更 令和 1年 9月 9日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式1万8300株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

普通株式1万5600株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

平成31年 1月31日変更 平成31年 2月 7日登記

普通株式1万2700株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和 1年 6月30日変更 令和 1年 7月 8日登記

普通株式1万900株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和 1年 7月31日変更 令和 1年 8月 8日登記

普通株式4400株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和 1年 8月31日変更 令和 1年 9月 9日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
新株予約権1個当たり41万円(1株当たり410円)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個当たり1000円とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成20年8月19日から平成50年8月18日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合(ただし、②については、新株予約権者に再帰対象会社の新株予約

権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成45年8月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成45年8月19日から平成50年8月18日

②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3)新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

(4)各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(5)新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

(6)新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。

(7)その他の条件については、当社株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1)以下の①、②及び③の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で未行使の新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(2)新株予約権者の相続人が存在しない場合、若しくは、新株予約権者が、当社所定の書面により、当社に対し、相続人による本新株予約権の承継を希望しない旨を事前に届け出ている場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で未行使の新株予約権を取得することができる。

三菱重工株式会社第7回新株予約権

新株予約権の数

23個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式2300株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権1個当たり24万2000円(1株当たり242円)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個当たり1000円とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成21年2月21日から平成31年2月20日まで

新株予約権の行使の条件

(1)新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約

	<p>権者は、地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>①新株予約権者が平成46年2月20日に至るまでに権利行使開始日を迎えてなかった場合 平成46年2月21日から平成51年2月20日まで</p> <p>②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>(4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。</p> <p>(6) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。</p> <p>(7) その他の条件については、当社株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>(1) 以下の①、②及び③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で未行使の新株予約権を取得することができる。</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案 ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案</p> <p>(2) 新株予約権者の相続人が存在しない場合、若しくは、新株予約権者が当社所定の書面により、当社に対し、相続人による本新株予約権の承継を希望しない旨を事前に届け出ている場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で未行使の新株予約権を取得することができる。</p>																
	<p>平成31年1月31日新株予約権全部行使 平成31年 2月 7日登記</p>																
<p>三菱重工業株式会社第8回新株予約権 新株予約権の数</p>	<table border="0"> <tr> <td>435個</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>415個</td> <td>平成31年 1月31日変更</td> <td>平成31年 2月 7日登記</td> <td></td> </tr> <tr> <td>405個</td> <td>平成31年 2月28日変更</td> <td>平成31年 3月 7日登記</td> <td></td> </tr> <tr> <td>381個</td> <td>平成31年 3月31日変更</td> <td>平成31年 4月 9日登記</td> <td></td> </tr> </table>	435個				415個	平成31年 1月31日変更	平成31年 2月 7日登記		405個	平成31年 2月28日変更	平成31年 3月 7日登記		381個	平成31年 3月31日変更	平成31年 4月 9日登記	
435個																	
415個	平成31年 1月31日変更	平成31年 2月 7日登記															
405個	平成31年 2月28日変更	平成31年 3月 7日登記															
381個	平成31年 3月31日変更	平成31年 4月 9日登記															



<u>371個</u>	令和 1年 7月31日変更	令和 1年 8月 8日登記
<u>361個</u>	令和 1年 9月30日変更	令和 1年10月 8日登記
<u>351個</u>	令和 1年11月30日変更	令和 1年12月11日登記
<u>233個</u>	令和 2年 1月31日変更	令和 2年 2月12日登記
<u>212個</u>	令和 2年 2月29日変更	令和 2年 3月 9日登記
<u>122個</u>	令和 2年 3月31日変更	令和 2年 4月13日登記
<u>101個</u>	令和 2年 4月30日変更	令和 2年 5月13日登記
<u>71個</u>	令和 3年 2月28日変更	令和 3年 3月 8日登記
<u>61個</u>	令和 3年 3月31日変更	令和 3年 4月 9日登記
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法		
<u>普通株式4万3500株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。</u>		
<u>普通株式4万1500株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。</u>		
平成31年 1月31日変更 平成31年 2月 7日登記		
<u>普通株式4万500株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。</u>		
平成31年 2月28日変更 平成31年 3月 7日登記		
<u>普通株式3万8100株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。</u>		
平成31年 3月31日変更 平成31年 4月 9日登記		
<u>普通株式3万7100株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。</u>		
令和 1年 7月31日変更 令和 1年 8月 8日登記		
<u>普通株式3万6100株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。</u>		
令和 1年 9月30日変更 令和 1年10月 8日登記		
<u>普通株式3万5100株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。</u>		
令和 1年11月30日変更 令和 1年12月11日登記		
<u>普通株式2万3300株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。</u>		
令和 2年 1月31日変更 令和 2年 2月12日登記		
<u>普通株式2万1200株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。</u>		
令和 2年 2月29日変更 令和 2年 3月 9日登記		
<u>普通株式1万2200株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。</u>		
令和 2年 3月31日変更 令和 2年 4月13日登記		
<u>普通株式1万100株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。</u>		
令和 2年 4月30日変更 令和 2年 5月13日登記		

普通株式7100株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和3年2月28日変更 令和3年3月8日登記  
普通株式6100株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和3年3月31日変更 令和3年4月9日登記  
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
新株予約権1個当たり29万5000円(1株当たり295円)  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個当たり  
1000円とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成21年8月18日から平成51年8月17日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合(ただし、②については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
  - ① 新株予約権者が平成46年8月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成46年8月18日から平成51年8月17日まで
  - ② 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)  
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
- (6) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。
- (7) その他の条件については、当社株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 以下の①、②及び③の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で未行使の新株予約権を取得することができる。
  - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
  - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(2) 新株予約権者の相続人が存在しない場合、若しくは、新株予約権者が、当社所定の書面により、当社に対し、相続人による本新株予約権の承継を希望しない旨を事前に届け出ていた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で未行使の新株予約権を取得することができる。

三菱重工業株式会社第9回新株予約権

新株予約権の数

678個

673個

平成30年12月31日変更

平成31年 1月18日登記

653個

平成31年 1月31日変更

平成31年 2月 7日登記

643個

平成31年 2月28日変更

平成31年 3月 7日登記

590個

平成31年 3月31日変更

平成31年 4月 9日登記

554個

令和 1年 7月31日変更

令和 1年 8月 8日登記

534個

令和 1年10月31日変更

令和 1年11月11日登記

528個

令和 1年12月31日変更

令和 2年 1月10日登記

478個

令和 2年 1月31日変更

令和 2年 2月12日登記

436個

令和 2年 2月29日変更

令和 2年 3月 9日登記

217個

令和 2年 3月31日変更

令和 2年 4月13日登記

194個

令和 2年 4月30日変更

令和 2年 5月13日登記

191個

令和 3年 1月31日変更

令和 3年 2月 8日登記

176個

令和 3年 2月28日変更

令和 3年 3月 8日登記

136個

令和 3年 3月31日変更

令和 3年 4月 9日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式6万7800株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

普通株式6万7300株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

平成30年12月31日変更

平成31年 1月18日登記

普通株式6万5300株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

平成31年 1月31日変更

平成31年 2月 7日登記

普通株式6万4300株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

平成31年 2月28日変更

平成31年 3月 7日登記

普通株式5万9000株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

平成31年 3月31日変更

平成31年 4月 9日登記

普通株式5万5400株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和1年7月31日変更 令和1年8月8日登記  
普通株式5万3400株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和1年10月31日変更 令和1年11月11日登記  
普通株式5万2800株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和1年12月31日変更 令和2年1月10日登記  
普通株式4万7800株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和2年1月31日変更 令和2年2月12日登記  
普通株式4万3600株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和2年2月29日変更 令和2年3月9日登記  
普通株式2万1700株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和2年3月31日変更 令和2年4月13日登記  
普通株式1万9400株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和2年4月30日変更 令和2年5月13日登記  
普通株式1万9100株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和3年1月31日変更 令和3年2月8日登記  
普通株式1万7600株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和3年2月28日変更 令和3年3月8日登記  
普通株式1万3600株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和3年3月31日変更 令和3年4月9日登記  
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
新株予約権1個当たり26万8000円(1株当たり268円)  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個当たり  
1000円とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成22年8月18日から平成52年8月17日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合(ただし、②については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

- ① 新株予約権者が平成47年8月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成47年8月18日から平成52年8月17日まで



② 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
- (6) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。
- (7) その他の条件については、当社株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 以下の①、②及び③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で未行使の新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(2) 新株予約権者の相続人が存在しない場合、若しくは、新株予約権者が、当社所定の書面により、当社に対し、相続人による本新株予約権の承継を希望しない旨を事前に届け出ている場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で未行使の新株予約権を取得することができる。

三菱重工業株式会社第110回新株予約権

新株予約権の数

729個

706個

平成31年 1月31日変更 平成31年 2月 7日登記

705個

平成31年 2月28日変更 平成31年 3月 7日登記

672個

平成31年 3月31日変更 平成31年 4月 9日登記

638個

平成31年 4月30日変更 令和 1年 5月10日登記

582個

令和 1年 8月31日変更 令和 1年 9月 9日登記

561個

令和 2年 1月31日変更 令和 2年 2月12日登記

538個

令和 2年 2月29日変更 令和 2年 3月 9日登記

435個

令和 2年 3月31日変更 令和 2年 4月13日登記

337個

令和 2年 4月30日変更 令和 2年 5月13日登記

<u>331個</u>	令和 2年 7月31日変更	令和 2年 8月11日登記
<u>311個</u>	令和 2年10月31日変更	令和 2年11月10日登記
<u>289個</u>	令和 3年 1月31日変更	令和 3年 2月 8日登記
<u>276個</u>	令和 3年 2月28日変更	令和 3年 3月 8日登記
<u>253個</u>	令和 3年 3月31日変更	令和 3年 4月 9日登記
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法		
<u>普通株式7万2900株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。</u>		
<u>普通株式7万600株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。</u>		
<u>平成31年 1月31日変更 平成31年 2月 7日登記</u>		
<u>普通株式7万500株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。</u>		
<u>平成31年 2月28日変更 平成31年 3月 7日登記</u>		
<u>普通株式6万7200株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。</u>		
<u>平成31年 3月31日変更 平成31年 4月 9日登記</u>		
<u>普通株式6万3800株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。</u>		
<u>平成31年 4月30日変更 令和 1年 5月10日登記</u>		
<u>普通株式5万8200株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。</u>		
<u>令和 1年 8月31日変更 令和 1年 9月 9日登記</u>		
<u>普通株式5万6100株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。</u>		
<u>令和 2年 1月31日変更 令和 2年 2月12日登記</u>		
<u>普通株式5万3800株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。</u>		
<u>令和 2年 2月29日変更 令和 2年 3月 9日登記</u>		
<u>普通株式4万3500株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。</u>		
<u>令和 2年 3月31日変更 令和 2年 4月13日登記</u>		
<u>普通株式3万3700株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。</u>		
<u>令和 2年 4月30日変更 令和 2年 5月13日登記</u>		
<u>普通株式3万3100株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。</u>		
<u>令和 2年 7月31日変更 令和 2年 8月11日登記</u>		
<u>普通株式3万1100株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。</u>		
<u>令和 2年10月31日変更 令和 2年11月10日登記</u>		
<u>普通株式2万8900株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。</u>		
<u>令和 3年 1月31日変更 令和 3年 2月 8日登記</u>		

普通株式2万7600株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和3年2月28日変更 令和3年3月8日登記  
普通株式2万5300株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和3年3月31日変更 令和3年4月9日登記  
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
新株予約権1個当たり27万円(1株当たり270円)  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個当たり1000円とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成23年12月16日から平成33年12月15日まで

新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合(ただし、②については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成48年12月15日に至るまでに権利行使開始日を迎えてなかった場合

平成48年12月16日から平成53年12月15日まで

②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

(4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。

(6) 新株予約権の第三者への譲渡、買入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。

(7) その他の条件については、当社株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 以下の①、②及び③の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で未行使の新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(2) 新株予約権者の相続人が存在しない場合、若しくは、新株予約権者が、当社所定の書面により、当社に対し、相続人による本新株予約権の承継を希

望まない旨を事前に届け出ていた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で未行使の新株予約権を取得することができる。

三菱重工業株式会社第11回新株予約権

新株予約権の数

1100個

1071個

平成31年 1月31日変更 平成31年 2月 7日登記

1067個

平成31年 2月28日変更 平成31年 3月 7日登記

1050個

平成31年 3月31日変更 平成31年 4月 9日登記

1030個

令和 1年 6月30日変更 令和 1年 7月 8日登記

1003個

令和 1年 8月31日変更 令和 1年 9月 9日登記

996個

令和 1年 9月30日変更 令和 1年10月 8日登記

913個

令和 2年 1月31日変更 令和 2年 2月12日登記

883個

令和 2年 2月29日変更 令和 2年 3月 9日登記

792個

令和 2年 3月31日変更 令和 2年 4月13日登記

713個

令和 2年 4月30日変更 令和 2年 5月13日登記

596個

令和 2年 5月31日変更 令和 2年 6月 9日登記

572個

令和 2年 7月31日変更 令和 2年 8月11日登記

552個

令和 3年 1月31日変更 令和 3年 2月 8日登記

459個

令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月 8日登記

453個

令和 3年 3月31日変更 令和 3年 4月 9日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式11万株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

平成31年 1月31日変更 平成31年 2月 7日登記

普通株式10万7100株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

平成31年 2月28日変更 平成31年 3月 7日登記

普通株式10万5000株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

平成31年 3月31日変更 平成31年 4月 9日登記

普通株式10万3000株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和 1年 6月30日変更 令和 1年 7月 8日登記



普通株式10万300株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和1年8月31日変更 令和1年9月9日登記  
普通株式9万9600株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和1年9月30日変更 令和1年10月8日登記  
普通株式9万1300株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和2年1月31日変更 令和2年2月12日登記  
普通株式8万8300株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和2年2月29日変更 令和2年3月9日登記  
普通株式7万9200株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和2年3月31日変更 令和2年4月13日登記  
普通株式7万1300株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和2年4月30日変更 令和2年5月13日登記  
普通株式5万9600株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和2年5月31日変更 令和2年6月9日登記  
普通株式5万7200株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和2年7月31日変更 令和2年8月11日登記  
普通株式5万5200株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和3年1月31日変更 令和3年2月8日登記  
普通株式4万5900株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和3年2月28日変更 令和3年3月8日登記  
普通株式4万5300株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和3年3月31日変更 令和3年4月9日登記  
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
新株予約権1個当たり22万5000円（1株当たり225円）  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個当たり  
1000円とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成24年8月17日から平成34年8月16日まで

新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、  
当社の取締役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した場合に限り、本新株  
予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位  
を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10年を経  
過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場  
合（ただし、②については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交  
付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を  
行使できるものとする。

①新株予約権者が平成29年8月16日に至るまでに権利行使開始日を達成

なかった場合

平成49年8月17日から平成54年8月16日まで

②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

(4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

(6) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。

(7) その他の条件については、当社株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 以下の①、②及び③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で未行使の新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(2) 新株予約権者の相続人が存在しない場合、若しくは、新株予約権者が、当社所定の書面により、当社に対し、相続人による本新株予約権の承継を希望しない旨を事前に届け出ていた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で未行使の新株予約権を取得することができる。

三菱重工業株式会社第12回新株予約権

新株予約権の数

649個

635個

平成31年 4月30日変更 令和 1年 5月10日登記

621個

令和 1年 5月31日変更 令和 1年 6月 7日登記

607個

令和 1年 8月31日変更 令和 1年 9月 9日登記

593個

令和 1年 9月30日変更 令和 1年10月 8日登記

579個

令和 2年 1月31日変更 令和 2年 2月12日登記

574個

令和 2年 3月31日変更 令和 2年 4月13日登記

478個

令和 2年 4月30日変更 令和 2年 5月13日登記

403個

令和 2年 5月31日変更 令和 2年 6月 9日登記

386個

令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月 8日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式6万4900株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

普通株式6万3500株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

平成31年 4月30日変更 令和 1年 5月10日登記  
普通株式6万2100株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和 1年 5月31日変更 令和 1年 6月 7日登記  
普通株式6万700株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和 1年 8月31日変更 令和 1年 9月 9日登記  
普通株式5万9300株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和 1年 9月30日変更 令和 1年10月 8日登記  
普通株式5万7900株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和 2年 1月31日変更 令和 2年 2月12日登記  
普通株式5万7400株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和 2年 3月31日変更 令和 2年 4月13日登記  
普通株式4万7800株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和 2年 4月30日変更 令和 2年 5月13日登記  
普通株式4万300株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和 2年 5月31日変更 令和 2年 6月 9日登記  
普通株式3万8500株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月 8日登記  
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
新株予約権1個当たり43万5000円(1株当たり435円)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個当たり1000円とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成25年8月20日から平成55年8月19日まで

新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合(ただし、②については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成50年8月19日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成50年8月20日から平成55年8月19日まで

②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社とな

る株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

（3）新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

（4）各新株予約権の一部行使はできないものとする。

（5）新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

（6）新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

（1）以下の①、②及び③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で未行使の新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

（2）新株予約権者の相続人が存在しない場合、若しくは、新株予約権者が、当社所定の書面により、当社に対し、相続人による本新株予約権の承継を希望しない旨を事前に届け出ている場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で未行使の新株予約権を取得することができる。

三菱重工業株式会社第15回新株予約権

新株予約権の数

1211個

1197個

平成31年 1月31日変更 平成31年 2月 7日登記

1153個

平成31年 2月28日変更 平成31年 3月 7日登記

1131個

平成31年 4月30日変更 令和 1年 5月10日登記

1085個

令和 1年 8月31日変更 令和 1年 9月 9日登記

1061個

令和 1年 9月30日変更 令和 1年10月 8日登記

1047個

令和 2年 1月31日変更 令和 2年 2月12日登記

1036個

令和 2年 2月29日変更 令和 2年 3月 9日登記

1035個

令和 2年 3月31日変更 令和 2年 4月13日登記

1007個

令和 2年 4月30日変更 令和 2年 5月13日登記

935個

令和 2年 5月31日変更 令和 2年 6月 9日登記

852個

令和 2年 8月31日変更 令和 2年 9月 7日登記

824個

令和 2年12月31日変更 令和 3年 1月12日登記



	821個	令和 3年 1月31日変更	令和 3年 2月 8日登記
	807個	令和 3年 2月28日変更	令和 3年 3月 8日登記
	685個	令和 3年 3月31日変更	令和 3年 4月 9日登記
	新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法		
	普通株式12万1100株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。		
	普通株式11万9700株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。		
	平成31年 1月31日変更 平成31年 2月 7日登記 普通株式11万5300株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。		
	平成31年 2月28日変更 平成31年 3月 7日登記 普通株式11万3100株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。		
	平成31年 4月30日変更 令和 1年 5月10日登記 普通株式10万8500株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。		
	令和 1年 8月31日変更 令和 1年 9月 9日登記 普通株式10万6100株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。		
	令和 1年 9月30日変更 令和 1年10月 8日登記 普通株式10万4700株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。		
	令和 2年 1月31日変更 令和 2年 2月12日登記 普通株式10万3600株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。		
	令和 2年 2月29日変更 令和 2年 3月 9日登記 普通株式10万3500株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。		
	令和 2年 3月31日変更 令和 2年 4月13日登記 普通株式10万700株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。		
	令和 2年 4月30日変更 令和 2年 5月13日登記 普通株式9万3500株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。		
	令和 2年 5月31日変更 令和 2年 6月 9日登記 普通株式8万5200株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。		
	令和 2年 8月31日変更 令和 2年 9月 7日登記 普通株式8万2400株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。		
	令和 2年12月31日変更 令和 3年 1月12日登記 普通株式8万2100株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。		
	令和 3年 1月31日変更 令和 3年 2月 8日登記 普通株式8万700株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。		
	令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月 8日登記		

普通株式6万8500株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和3年3月31日変更 令和3年4月9日登記  
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
新株予約権1個当たり56万4000円(1株当たり564円)  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個当たり  
1000円とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成26年8月19日から平成56年8月18日まで

新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から1年経過した日以降、10年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合(ただし、②については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成51年8月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成51年8月19日から平成56年8月18日まで

②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

(4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

(6) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 以下の①、②及び③の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で未行使の新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(2) 新株予約権者の相続人が存在しない場合、若しくは、新株予約権者が、当社所定の書面により、当社に対し、相続人による本新株予約権の承継を希望しない旨を事前に届け出ていた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で未行使の新株予約権を取得することができる。

三菱重工業株式会社第16回新株予約権

新株予約権の数

42個  
29個

令和2年2月29日変更 令和2年3月9日登記  
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式4200株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

普通株式2900株とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

令和2年2月29日変更 令和2年3月9日登記  
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権1個当たり55万3000円(1株当たり553円)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個当たり1000円とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成27年5月12日から平成27年5月11日まで

新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から1年経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)以降、10年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合(ただし、②については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成27年5月11日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成27年5月12日から平成27年5月11日まで

②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

(4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

(6) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 以下の①、②及び③の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で未行使の新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

東京都千代田区丸の内三丁目2番3号  
三菱重工株式会社

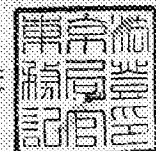
	<p>議案</p> <p>(2) 新株予約権者の相続人が存在しない場合、若しくは、新株予約権者が、当社所定の書面により、当社に対し、相続人による本新株予約権の承継を希望しない旨を事前に届け出ていた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で未行使の新株予約権を取得することができる。</p>
吸収合併	令和2年4月1日東京都千代田区丸の内三丁目2番3号三菱重工フォークリフト&エンジン・ターボホールディングス株式会社を合併 令和 2年 4月 1日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査等委員会設置会社に関する事項	監査等委員会設置会社
重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項	重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社
登記記録に関する事項	平成31年1月1日東京都港区港南二丁目16番5号から本店移転 平成31年 1月 8日登記



これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 3年 4月28日  
東京法務局  
登記官

白井成彦



整理番号 ア119650

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

28/28

PATENT